

規則公布第 1 号

宇和島地区広域事務組合契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

宇和島地区広域事務組合  
組合長 岡原 文彰

規則第 1 号

宇和島地区広域事務組合契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

宇和島地区広域事務組合  
組合長 岡 原文 彰

宇和島地区広域事務組合契約規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合契約規則（昭和 52 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
<p>(読替規定)</p> <p>第 2 条 前条の規定により準用する<u>宇和島市契約規則の本則及び各様式中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「市広報」とあるのは「組合広報」と「宇和島市会計規則（平成 17 年規則第 50 号）第 93 条」とあるのは「宇和島地区広域事務組合財務規則（昭和 52 年規則第 1 号）で準用する宇和島市会計規則（平成 17 年宇和島市規則第 50 号）第 93 条」と、「市職員」とあるのは「組合職員」と、「宇和島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 20 年条例第 61</u></p>	<p>(読替規定)</p> <p>第 2 条 前条の規定により準用する<u>宇和島市契約規則中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読替える。</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 1153 2047 1406"><tbody><tr><td>市</td><td>組合</td></tr><tr><td>宇和島市</td><td>宇和島地区広域事務組合</td></tr><tr><td>市長</td><td>組合長</td></tr><tr><td>宇和島市長</td><td>宇和島地区広域事務組合組合長</td></tr><tr><td>市広報</td><td>組合広報</td></tr></tbody></table>	市	組合	宇和島市	宇和島地区広域事務組合	市長	組合長	宇和島市長	宇和島地区広域事務組合組合長	市広報	組合広報
市	組合										
宇和島市	宇和島地区広域事務組合										
市長	組合長										
宇和島市長	宇和島地区広域事務組合組合長										
市広報	組合広報										

号) 」とあるのは「宇和島地区広域事務組合長期機継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 26 年条例第 1 号）で準用する宇和島市長機継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 20 年宇和島市条例第 61 号）」と、「宇和島市長」とあるのは「宇和島地区広域事務組合組合長」と「宇和島市契約規則」とあるのは「宇和島地区広域事務組合契約規則」と、「宇和島市」とあるのは「宇和島地区広域事務組合」と、「宇和島市契約規則第 35 条第 2 項」とあるのは「宇和島地区広域事務組合契約規則で準用する宇和島市契約規則第 35 条第 2 項」と読替える。ただし、様式第 3 号（第 28 条関係）及び様式第 7 号（第 64 条関係）中「宇和島市長」とあるのは「組合長」と読替え、様式第 8 号（第 65 条関係）中「宇和島市」とあるのは削除する。

市職員	組合職員
<u>宇和島市契約規則</u>	<u>宇和島地区広域事務組合契約規則により準用する宇和島市契約規則</u>
<u>宇和島地区広域事務組合財務規則（昭和 52 年規則第 1 号）</u>	<u>宇和島地区広域事務組合財務規則（昭和 52 年規則第 1 号）で準用する宇和島市会計規則（平成 17 年宇和島市規則第 50 号）</u>
<u>宇和島市長機継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 20 年条例第 61 号）</u>	<u>宇和島地区広域事務組合長期機継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 26 年条例第 1 号）で準用する宇和島市長機継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 20 年宇和島市条例第 61 号）</u>

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。